

被害者等支援計画

2020年8月1日
会津乗合自動車株式会社

1. 被害者等支援の基本的な方針

当社は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であるとする基本方針のもと輸送の安全確保に関する取り組みを実施しております。

しかし、人命に関わる重大な事故が発生した場合には、被害の拡大を防ぎ、人命の救助を最優先に行動いたします。また、可能な限り速やかに事故の被害に遭われた方及びご家族等に寄り添い、ご要望に誠実に対応し支援してまいります。

このような当社の基本的な方針に基づき、被害に遭われた方及びご家族等への支援について、次の通り被害者等支援計画を策定し実施してまいります。

2. 被害者等支援の基本的な実施内容

(1) 情報提供

① 事故情報のご家族等への連絡

関係省庁、自治体等と連携して、警察、消防や被害者の搬送先医療機関等から情報を収集し、可能な限りご家族等に提供するよう努めます。また、報道等により被害に遭われた方の氏名等が公表されている場合でも、当社からご家族等へあらためてご連絡するよう努めます。

② 被害者等に関する情報の取り扱い

被害に遭われた方等に関する情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱います。ご家族等が被害に遭われた方の情報を公開することを希望しない場合、そのご意向に沿った対応を行います。

③ 被害者等への継続的情報提供

事故に関する情報や原因、再発防止策等については、継続的な情報提供に努めます。

(2) 事故現場における対応

① ご家族等の事故現場等への案内

被害に遭われた方のご家族等が事故現場等へ移動、滞在する場合、その移動や宿泊等について支援に努めます。

② 滞在中の支援

事故発生直後において、被害に遭われた方のご家族が事故現場で情報収集等の活動にあたる場合、当該ご家族等からの要望に誠実に対応し、安否確認への付き添い、事故現場付近の待機場所、食料・飲料、宿泊等の手配などの支援を行います。

(3) 継続的な対応

① 被害者等からの相談受付体制

被害に遭われた方及びご家族等からの相談への対応、必要な支援等については、対応窓口を設置し継続的に行います。

②被害者等に対するサポート

被害に遭われた方及びご家族等の希望を尊重しながら、必要な支援については、専門医やカウンセラー等の専門家と連携しながら実施していきます。

3. 被害者等支援の基本的な実施体制

(1) 対応組織の整備(体制図の通り)

重大事故が発生した場合、被害に遭われた方及びご家族等へ速やかに適切な支援を行えるよう体制を整備してまいります。

中長期的には、事故の被害、規模等に応じて、被害に遭われた方ごとに担当者を設置し、継続的な支援を実施します。

(2) 教育・研修・訓練等

被害に遭われた方及びご家族等への支援を適切に行うため、社員に対して必要な教育・研修・訓練等を実施します。

【被害者等支援体制図】

